

山梨県立大学図書館複写取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県立大学図書館利用要項第11条の規定および著作権法(昭和45年法律第48号)に基づき、山梨県立大学図書館、山梨県立大学看護図書館(以下「図書館」という。)の複写取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写資料の範囲)

第2条 この要領により複写を行える資料の範囲は次の資料とする。ただし、図書館長が特に指定したものは除く。

- 一 図書
- 二 逐次刊行物
- 三 パンフレット類
- 四 その他

(利用者の範囲)

第3条 この要領により複写が行える者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 山梨県立大学図書館規程第6条に該当する者
- 二 山梨県立大学図書館開放要項第2条に該当する者
- 三 その他館長が認めた者

(複写依頼受付)

第4条 他の図書館等からの図書資料の複写申し込みがあったときは、本学の教育および研究に支障のない範囲において、これに応じるものとする。ただし、複写や複写の郵送等に要する経費は、原則として依頼館等の負担とする。なお、この際の複写料金は1枚当たりモノクロ35円、カラー100円とする。

(複写料金)

第5条 複写を行う者は、複写申込書(第1号様式)に所定の事項を記入の上、下記の複写料金を納入しなければならない。

電子複写	1枚当たり	モノクロ10円、カラー50円
マイクロリーダープリンター	1枚当たり	10円

(他館への複写申込)

第6条 利用者が、他の図書館等の資料の複写を希望するときは、他図書館等への複写申込みを依頼することができる。ただし、利用する資料の範囲および経費は複写申込みの図書館等の規則等に従うものとし、複写等に要する費用は原則として依頼者の負担とする。

附則

この要領は、平成17年 6月23日から施行する。

附則

この要領は、平成18年 4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年 6月28日から施行する。